

暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

第十一章 金融サービス

第十一・一条 定義

この章の規定の適用上、

「国境を越えて金融サービスを提供する締約国のサービス提供者」とは、締約国の領域において金融サービスを提供する業務に従事し、かつ、国境を越える金融サービスの提供を通じ、金融サービスを提供しようとし、又は提供する当該締約国の者をいう。

「国境を越える金融サービスの貿易」又は「国境を越える金融サービスの提供」とは、次の態様の金融サービスの提供をいう。ただし、一の締約国の領域内の投資財産による当該一の締約国の領域における金融サービスの提供を含まない。

- (a) 締約国の領域から他の締約国の領域への金融サービスの提供
 - (b) 締約国の領域における他の締約国の者への金融サービスの提供
 - (c) 締約国の国民による金融サービスの提供であって他の締約国の領域において行われるもの
- 「金融機関」とは、締約国の領域内に所在する金融仲介機関その他の企業であって、当該締約国の法令に

暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

に基づき、金融機関として業務を行うことを認められ、及び金融機関として規制され、又は監督されるものという。

「他の締約国の金融機関」とは、締約国の領域内に所在する金融機関（その支店を含む。）であって、他の締約国の者により支配されるものをいう。

「金融サービス」とは、金融の性質を有する全てのサービスをいう。金融サービスは、全ての保険及び保険関連のサービス並びに全ての銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。）並びに金融の性質を有するサービスに付随するサービス又は金融の性質を有するサービスの補助的なサービスを含み、次の活動を含む。

保険及び保険関連のサービス

- (a) 元受保険（共同して行う保険を含む。）
 - (i) 生命保険
 - (ii) 生命保険以外の保険
- (b) 再保険及び再再保険

暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

- (c) 保険仲介業（例えば、保険仲立業、代理店業）
- (d) 保険の補助的なサービス（例えば、相談サービス、保険数理サービス、危険評価サービス、請求の処理サービス）
- 銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。）
- (e) 公衆からの預金その他払戻しを要する資金の受入れ
- (f) 全ての種類の貸付け（消費者信用、不動産担保貸付け、債権買取り及び商業取引に係る融資を含む。）
- (g) ファイナンス・リース
- (h) 全ての支払及び送金のサービス（クレジット・カード、チャージ・カード、デビット・カード、旅行小切手及び銀行小切手を含む。）
- (i) 保証
- (j) 自らの又は顧客のために行う次のものの取引（当該取引が取引所取引、店頭取引その他の方法のいずれで行われるかを問わない。）

暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

- (i) 短期金融市場商品（小切手、手形及び預金証書を含む。）
- (ii) 外国為替
- (iii) 派生商品（先物及びオプションを含む。）
- (iv) 為替及び金利の商品（スワップ、金利先渡取引等の商品を含む。）
- (v) 譲渡可能な有価証券
- (vi) その他の譲渡可能な証書及び金融資産（金銀を含む。）
- (k) 全ての種類の有価証券の発行への参加（当該発行が公募で行われるか私募で行われるかを問わず、委託を受けた者として行う引受け及び売付け並びに当該発行に関連するサービスの提供を含む。）
- (1) 資金媒介業
 - (m) 資産運用（例えば、現金又はポートフォリオの運用、全ての形態の集合投資運用、年金基金運用、保管、預託及び信託のサービス）
 - (n) 金融資産（有価証券、派生商品その他の譲渡可能な証書を含む。）のための決済及び清算のサービス
 - (o) その他の金融サービスを提供するサービス提供者による金融情報の提供及び移転、金融データの処理

暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

並びに関連ソフトウェアのサービス

(p) (e)から(o)までに規定する全ての活動についての助言、仲介その他の補助的な金融サービス（信用照会及び分析、投資及びポートフォリオの調査並びにこれらについての助言並びに企業の取得、再編及び戦略についての助言を含む。）

「締約国の金融サービス提供者」とは、締約国の領域において金融サービスを提供する業務に従事する当該締約国の者をいう。

「投資財産」とは、第九・一条（定義）に定義する投資財産をいう。ただし、同条に規定する貸付金及び債務証券については、次のとおりとする。

(a) 金融機関に対する貸付金又は金融機関が発行する債務証券は、締約国であつてその領域内に当該金融機関が所在するものにより規制上の自己資本として扱われる場合に限り、投資財産である。

(b) 金融機関が貸し付ける貸付金又は金融機関が所有する債務証券（(a)に規定する金融機関に対する貸付金又は金融機関が発行する債務証券を除く。）は、投資財産ではない。

国境を越えて金融サービスを提供するサービス提供者が貸し付ける貸付金又は国境を越えて金融サービスを

暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

提供するサービス提供者が所有する債務証券（金融機関に対する貸付金又は金融機関が発行する債務証券を除く。）は、当該貸付金又は当該債務証券が第九・一条（定義）に規定する投資財産の基準を満たす場合には、第九章（投資）に規定する投資財産である。

「締約国の投資家」とは、締約国又は締約国の者であつて、他の締約国の領域において投資を行おうとし（注）、行っており、又は既に行つたものをいう。

注 締約国は、投資家が投資を行うための具体的な行動（事業を開始するための資源若しくは資本の供給又は許可若しくは免許の申請を含む。）をとつた場合には、当該投資家が投資を「行おうとし」ているものと了解する。

「新たな金融サービス」とは、一の締約国の領域においては提供されていないが他の締約国の領域においては提供されている金融サービスをいい、金融サービスの新たな形態による納入又は当該一の締約国の領域においては販売されていない金融商品の販売を含む。

「締約国の者」とは、第一・三条（一般的定義）に定義する「締約国の者」をいい、非締約国の企業の支店を含まない。

「公的機関」とは、締約国の中央銀行若しくは金融当局又は締約国が所有し、若しくは支配している金融

暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

機関をいう。

「自主規制団体」とは、金融サービス提供者又は金融機関に対して、法令により又は中央政府若しくは地域政府からの委任により規制権限又は監督権限を行使する非政府機関（有価証券又は先物の取引所又は市場、清算機関その他の組織又は団体を含む。）をいう。

第十一・二条 適用範囲

1 この章の規定は、締約国が採用し、又は維持する措置であつて次の事項に関するものについて適用する。

(a) 他の締約国の金融機関

(b) 当該締約国の領域内にある金融機関に投資する他の締約国の投資家及び当該投資家が当該金融機関について有する投資財産

(c) 国境を越える金融サービスの貿易

2 第九章（投資）及び前章（国境を越えるサービスの貿易）の規定は、次の(a)から(c)までに規定する章又は章の条の規定がこの章に組み込まれる限りにおいてのみ、1に規定する措置について適用する。

暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

(a) 第九・六条（待遇に関する最低基準）、第九・七条（武力紛争又は内乱の際の待遇）、第九・八条（収用及び補償）、第九・九条（移転）、第九・十四条（特別な手続及び情報の要求）、第九・十五条（利益の否認）、第九・十六条（投資及び環境、健康その他の規制上の目的）及び第十・十条（利益の否認）の規定は、この章に組み込まれ、この章の一部を成す。

(b) 第九章（投資）第B節の規定は、(a)の規定に従いこの章に組み込まれる第九・六条（待遇に関する最低基準）（注1）、第九・七条（武力紛争又は内乱の際の待遇）、第九・八条（収用及び補償）、第九・九条（移転）、第九・十四条（特別な手続及び情報の要求）及び第九・十五条（利益の否認）の規定に締約国が違反したとの請求のみのためにこの章に組み込まれ、この章の一部を成す（注2、注3）。

注1 ブルネイ・ダルサラーム国、チリ、メキシコ及びペルーについては、附属書十一Eの規定が適用される。

注2 第九章（投資）第B節の規定は、国境を越える金融サービスの貿易については、適用しない。

注3 締約国の投資家が第九章（投資）第B節の規定に基づき仲裁に請求を付託する場合には、当該請求については、次のとおりとする。

(1) 当該投資家は、第九・二十三条（仲裁の実施）7に規定するところにより、国際的な投資仲裁について適用可能な国

暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

際法の一般原則に従い、自己の請求の全ての要素を立証する責任を負う。

(2) 仲裁廷は、第九・二十三条（仲裁の実施）4の規定に従い、付託された請求が法律上の問題として第九・二十九条（裁定）の規定により申立人に有利な裁定を下すことができる請求でない旨の被申立人による異議について、先決問題として取り扱い、及び決定する。

(3) 仲裁廷は、第九・二十三条（仲裁の実施）6の規定に従い、正当な理由があるときは、(2)に規定する異議の申立て又は当該異議に対する反論を行うに際して生じた合理的な費用及び代理人の報酬を主張が認められた一方の紛争当事者に支払うよう命ずる裁定を下すことができる。仲裁廷は、そのような裁定が正当であるかどうかを決定するに当たり、申立人の請求又は被申立人の異議に根拠がなかったかどうかについて検討するものとし、意見を述べる合理的な機会を紛争当事者に与えるものとする。

(c) 第十・十二条（支払及び資金の移転）の規定は、国境を越える金融サービスの貿易が第十一・六条（国境を越える貿易）の規定に基づく義務の対象となる限りにおいて、この章に組み込まれ、この章の一部を成す。

3 この章の規定は、締約国が採用し、又は維持する措置であって次の事項に関するものについては、適用

暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

しない。ただし、締約国が自国の金融機関に対し(a)又は(b)に規定する活動又はサービスについて公的機関又は金融機関との競争を行うことを認める場合には、当該活動又はサービスについて適用する。

(a) 公的年金計画又は社会保障に係る法律上の制度の一部を形成する活動又はサービス

(b) 当該締約国（公的機関を含む。）の勘定のために、その保証の下に、又はその財源を使用して行う活動又はサービス

4 この章の規定は、金融サービスの政府調達については、適用しない。

5 この章の規定は、国境を越える金融サービスの提供に係る補助金又は贈与（公的に支援される借款、保証及び保険を含む。）については、適用しない。

第十一・三条 内国民待遇（注）

注 待遇がこの条又は次条（最恵国待遇）に規定する「同様の状況」において与えられるものであるかどうかは、当該状況の全体（当該待遇が公共の福祉に係る正当な目的に基づいて投資家、投資財産、金融機関又は金融サービス提供者を区別するものであるかどうかを含む。）によって判断する。

1 各締約国は、自国の領域内にある金融機関及び自国の領域内にある金融機関についての投資財産の設

暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

立、取得、拡張、経営、管理、運営及び売却その他の処分について、他の締約国の投資家に対し、同様の状況において自国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2 各締約国は、金融機関及び投資財産の設立、取得、拡張、経営、管理、運営及び売却その他の処分について、他の締約国の金融機関及び他の締約国の投資家が金融機関について有する投資財産に対し、同様の状況において自国の金融機関及び自国の投資家が金融機関について有する投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

3 1及び2の規定に基づき締約国が与える待遇は、地域政府について、当該締約国に属する当該地域政府が同様の状況において当該締約国の投資家、当該締約国の金融機関及び当該投資家が金融機関について有する投資財産に与える最も有利な待遇よりも不利でない待遇とする。

4 締約国は、第十一・六条（国境を越える貿易）1に規定する内国民待遇に係る義務の適用上、関連するサービスの提供について、国境を越えて金融サービスを提供する他の締約国のサービス提供者に対し、同様の状況において自国の金融サービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第十一・四条 最恵国待遇

暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

1 各締約国は、

- (a) 他の締約国の投資家に対し、同様の状況においてその他のいずれかの締約国の投資家又は非締約国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。
- (b) 他の締約国の金融機関に対し、同様の状況においてその他のいずれかの締約国の金融機関又は非締約国の金融機関に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。
- (c) 他の締約国の投資家が金融機関について有する投資財産に対し、同様の状況においてその他のいずれかの締約国の投資家又は非締約国の投資家が金融機関について有する投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

- (d) 国境を越えて金融サービスを提供する他の締約国のサービス提供者に対し、同様の状況において国境を越えて金融サービスを提供するその他のいずれかの締約国のサービス提供者又は国境を越えて金融サービスを提供する非締約国のサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

- 2 1に規定する待遇には、第十一・二条（適用範囲）2(b)の規定により組み込まれる手続のような国際的な紛争解決のための手続又は仕組みを含まない。

暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

第十一・五条 金融機関の市場アクセス

いずれの締約国も、他の締約国の金融機関又は他の締約国の金融機関を設立しようとする他の締約国の投資家について、小地域を単位とするか当該締約国の全領域を単位とするかを問わず、次の措置を採用し、又は維持してはならない。

(a) 次の制限を課する措置

(i) 金融機関の数の制限（数量割当て、独占、排他的なサービス提供者又は経済上の需要を考慮するとの要件のいずれによるものであるかを問わない。）

(ii) 金融サービスの取引総額又は資産総額の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）

(iii) 金融サービスの事業の総数又は指定された数量単位によって表示された金融サービスの総産出量の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）（注）

注 この(iii)に規定する制限には、金融サービスの提供のための投入を制限する締約国の措置を含まない。

(iv) 特定の金融サービスの分野において雇用され、又は金融機関が雇用する自然人であって、特定の金

暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

融サービスの提供に必要であり、かつ、当該提供に直接関係するものの総数の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）

(b) 金融機関がサービスを提供するに当たり、法定の事業体又は合弁企業について特定の形態を制限し、又は要求する措置

第十一・六条 国境を越える貿易

1 各締約国は、国境を越えて金融サービスを提供する他の締約国のサービス提供者に対し、内国民待遇を確保しつつ、附属書十一-A（国境を越える貿易）に記載する金融サービスを提供することを許可する。

2 各締約国は、自国の領域内に所在する者及び自国の国民（所在地のいかんを問わない。）が、自国以外の締約国の領域内に所在する国境を越えて金融サービスを提供する他の締約国のサービス提供者から、金融サービスを購入することを許可する。この義務は、締約国に対し、国境を越えて金融サービスを提供する他の締約国のサービス提供者が当該締約国の領域において営業すること又は勧誘することを許可することを要求するものではない。締約国は、当該義務の適用に当たり、1の規定に反しない限りにおいて、「営業すること」及び「勧誘すること」を定義することができる。

3 締約国は、国境を越えて金融サービスを提供する他の締約国のサービス提供者及び金融商品に対し、登録又は認可を要求することができる。もつとも、このことは、国境を越える金融サービスの貿易に係る信用秩序の維持のための規制についての他の方法に影響を及ぼすものではない。

第十一・七条 新たな金融サービス(注)

注 締約国は、この条のいかなる規定も、締約国の金融機関が他の締約国に対しいずれの締約国の領域においても提供されていない金融サービスの提供を許可することを要請するために申請を行うことを妨げるものではないことを了解する。当該申請は、当該申請が行われる締約国の法令に従うものとし、この条の規定の対象とならない。

各締約国は、他の締約国の金融機関に対し、同様の状況において法令を制定し、又は現行の法令を修正することなく自国の金融機関に対し提供することを許可する新たな金融サービスを提供することを許可する(注)。締約国は、第十一・五条(金融機関の市場アクセス)(b)の規定にかかわらず、新たな金融サービスを提供することができ得る制度上の及び法的な形態を決定し、並びに当該新たな金融サービスの提供について許可を取得することを要求することができる。締約国は、金融機関に対し新たな金融サービスの提供について許可を取得することを要求する場合には、当該許可を与えるかどうかを合理的な期間内に決定するものと

暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

し、信用秩序の維持を理由とする場合に限り当該許可を拒否することができる。

注 締約国は、新たな金融サービスの提供を許可するに当たり、新たな規制又は他の補助的な措置を定めることができる。

第十一・八条 特定の情報の取扱い

この章のいかなる規定も、締約国に対し、次の情報を提供し、又は次の情報にアクセスすることを認めることを要求するものではない。

(a) 金融機関又は国境を越えて金融サービスを提供するサービス提供者の個々の顧客の金融上の事項及び勘定に関連する情報

(b) 秘密の情報であつて、その開示が法令の実施を妨げ、その他公共の利益に反することとなり、又は特定の企業の正当な商業上の利益を害することとなるもの

第十一・九条 経営幹部及び取締役会

1 いずれの締約国も、他の締約国の金融機関に対し、特定の国籍を有する自然人を経営幹部その他の重要な職責を有する者として任用することを要求してはならない。

2 いずれの締約国も、他の締約国の金融機関の取締役会の構成員の半数以上について、当該締約国の国民

暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

若しくは当該締約国の領域において居住する者又はこれらの組合せで構成されることを要求してはならない。

第十一・十条 適合しない措置

1 第十一・三条(内国民待遇)、第十一・四条(最恵国待遇)、第十一・五条(金融機関の市場アクセス)、第十一・六条(国境を越える貿易)及び前条(経営幹部及び取締役会)の規定は、次のものについては、適用しない。

- (a) 締約国が維持するこれらの規定に適合しない現行の措置であつて、次に掲げるもの
 - (i) 中央政府により維持され、附属書Ⅲの自国の表の第A節に記載する措置
 - (ii) 地域政府により維持され、附属書Ⅲの自国の表の第A節に記載する措置
 - (iii) 地方政府により維持される措置
- (b) (a)に規定する措置の継続又は即時の更新
- (c) (a)に規定する措置の改正であつて、次のいずれかに該当するもの(注)

注 ベトナムについては、附属書十一C(適合しない措置の適合性の水準の低下を防止する制度)が適用される。

暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

- (i) 当該改正の直前における当該措置と第十一・三条（内国民待遇）、第十一・四条（最恵国待遇）、第十一・五条（金融機関の市場アクセス）及び前条（経営幹部及び取締役会）の規定との適合性の水準を低下させないもの
 - (ii) この協定が当該措置を適用する締約国について効力を生ずる日における当該措置と第十一・六条（国境を越える貿易）の規定との適合性の水準を低下させないもの
- 2 第十一・三条（内国民待遇）、第十一・四条（最恵国待遇）、第十一・五条（金融機関の市場アクセス）、第十一・六条（国境を越える貿易）及び前条（経営幹部及び取締役会）の規定は、締約国が附属書Ⅲ第B節の自国の表に記載する分野、小分野又は活動に関して採用し、又は維持する措置については、適用しない。
 - 3 第九・四条（内国民待遇）、第九・五条（最恵国待遇）、第九・十一条（経営幹部及び取締役会）、第十・三条（内国民待遇）又は第十・四条（最恵国待遇）の規定の適用を受けないものとして締約国が附属書Ⅰ又は附属書Ⅱの自国の表に記載する措置は、留保事項に記載する当該措置、分野、小分野又は活動がこの章の規定の対象となる限りにおいて、第十一・三条（内国民待遇）、第十一・四条（最恵国待遇）又

暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

は前条（経営幹部及び取締役会）の規定の適用を受けない措置として取り扱う。

4 (a) 第十一・三条（内国民待遇）の規定は、次に掲げる規定によって課される義務の例外又は特別の取扱いに該当する措置については、適用しない。

(i) 第十八・八条（内国民待遇）の規定

(ii) 貿易関連知的所有権協定第三条の規定（当該例外又は特別の取扱いが第十八章（知的財産）において取り扱われる事項に関連するものでない場合に限る。）

(b) 第十一・四条（最恵国待遇）の規定は、貿易関連知的所有権協定第五条の規定又は次に掲げる規定によつて課される義務の例外又は特別の取扱いに該当する措置については、適用しない。

(i) 第十八・八条（内国民待遇）の規定

(ii) 貿易関連知的所有権協定第四条の規定

第十一・十一条 例外

1 この章及びこの協定（第二章（内国民待遇及び物品の市場アクセス）、第三章（原産地規則及び原産地手続）、第四章（繊維及び繊維製品）、第五章（税関当局及び貿易円滑化）、第六章（貿易上の救済）、

暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

第七章（衛生植物検疫措置）及び第八章（貿易の技術的障害）を除く。）の他の規定にかかわらず、締約国は、信用秩序の維持のための措置（注1、注2）（投資家、預金者、保険契約者若しくは信託上の義務を金融機関若しくは国境を越えて金融サービスを提供するサービス提供者が負う者を保護するための措置又は金融システムの健全性及び安定性を確保するための措置を含む。）を採用し、又は維持することを妨げられない。当該信用秩序の維持のための措置は、第一文に定める例外が適用されるこの協定の規定に適合しない場合には、当該規定に基づく当該締約国の約束又は義務を回避するための手段として用いてはならない。

注1 締約国は、「信用秩序の維持」には、個々の金融機関又は国境を越えて金融サービスを提供するサービスの健全性及び財務上の責任の維持並びに支払及び清算の制度の安全性並びに財務上及び営業上の健全性の維持を含むことを了解する。

注2 第十一・二十二条（金融サービスにおける投資紛争）に規定する手続に従い、第九章（投資）第B節の規定に基づき不服を申し立てられた措置が締約国によって信用秩序の維持のために採用され、又は維持されたものであると決定される場合には、仲裁廷は、当該措置がこの協定に基づく当該締約国の義務に反するものでないことを認定するものとし、当該措置について損

暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

害賠償を命ずる裁定を下してはならない。

- 2 この章、第九章（投資）、前章（国境を越えるサービスの貿易）、第十三章（電気通信）（特に第三・二十四条（他の章との関係）を含む。）及び第十四章（電子商取引）のいかなる規定も、一般に適用される差別的でない措置であつて公的機関が金融政策及び関連する信用政策又は為替政策を遂行するために行うものについては、適用しない。この2の規定は、第九章の規定の対象となる措置に関し第九・十条（特定措置の履行要求）の規定に基づく締約国の義務又は第九・九条（移転）若しくは第十・十二条（支払及び資金の移転）の規定に基づく締約国の義務に影響を及ぼすものではない。
- 3 締約国は、この章に組み込まれる第九・九条（移転）及び第十・十二条（支払及び資金の移転）の規定にかかわらず、金融機関又は国境を越えて金融サービスを提供するサービス提供者の安全性、健全性又は財務上の責任の維持に関連する措置を衡平に、差別的でなく、及び誠実に適用することを通じて、金融機関又は国境を越えて金融サービスを提供するサービス提供者から、当該金融機関若しくは当該サービス提供者の提携する会社若しくは関係を有する者に対して行われる資金の移転又は当該会社若しくは当該者の利益のために行われる資金の移転を防止し、又は制限することができる。この3の規定は、締約国に対し

暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

資金の移転を制限することを認めるこの協定の他の規定に影響を及ぼすものではない。

4 この章のいかなる規定も、締約国が、この章の規定に反しない法令の遵守を確保するために必要な措置（欺まんの若しくは詐欺的な行為の防止又は金融サービスに係る契約の不履行がもたらす結果の処理に関する措置を含む。）を採用し、又は執行することを妨げるものと解してはならない。ただし、それらの措置を、同様の条件の下にある締約国の間又は締約国と非締約国との間において恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で又はこの章の規定の対象となる金融機関について有する投資財産若しくは国境を越える金融サービスの貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件とする。

第十一・十二条 承認

1 締約国は、この章の規定の対象となる措置の適用に当たり、他の締約国又は非締約国による信用秩序の維持のための措置を承認することができる（注）。その承認については、次のいずれかの方法により行うことができる。

注 第十一・四条（最恵国待遇）のいかなる規定も、締約国に対し、その他の締約国による信用秩序の維持のための措置に対し承認を行うことを要求するものと解してはならない。

暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

- (a) 一方的に行う方法
 - (b) 調和その他の方法
 - (c) 他の締約国又は非締約国との協定又は取決めに基づく方法
- 2 1の規定に基づき信用秩序の維持のための措置の承認を行う締約国は、他の締約国に対し、同様の規制、監督、規制の実施及び適当な場合には関係する締約国間の情報の共有に関する手続が存在し、又は存在することとなる状況を証明するための機会を十分に与える。
- 3 締約国は、1(c)の規定に基づき信用秩序の維持のための措置の承認を行う場合において、2に規定する状況が存在するときは、他の締約国に対し、1(c)に規定する協定若しくは取決めへの加入について交渉し、又はこれと同等の協定若しくは取決めについて交渉するための機会を十分に与える。
- 第十一・十三条 透明性及び特定の措置の実施
- 1 締約国は、相互の市場にアクセスして業務を行う金融機関及び国境を越えて金融サービスを提供するサービスの提供者の能力を向上させる上で金融機関及び国境を越えて金融サービスを提供するサービスの提供者の活動を規律する透明性のある規制及び政策が重要であることを認める。各締約国は、金融サービスに

暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

対する規制の透明性を促進することを約束する。

2 各締約国は、この章の規定が適用される一般に適用される全ての措置が、合理的、客観的かつ公平な態様で実施されることを確保する。

3 第二十六・二条（公表）2から4までの規定は、この章の規定の対象である事項に関連する一般に適用される規制については、適用しない。各締約国は、実行可能な範囲内で、次のことを行う。

(a) 自国が採用しようとする規制及び当該規制の目的を事前に公表すること。

(b) 利害関係者及び他の締約国に対し、規制の案について意見提出のための合理的な機会を与えること。

4 締約国は、最終的な規制を採用するに当たり、実行可能な範囲内で、規制の案について利害関係者から受領した実質的な意見に対し書面により回答すべきである（注）。

注 締約国は、政府の公式ウェブサイトにおいて当該意見についてまとめて回答することができる。

5 各締約国は、実行可能な範囲内で、一般に適用される最終的な規制の公表と当該規制の実施の日との間に合理的な期間を置くべきである。

6 各締約国は、一般に適用される規約であって、自国の自主規制団体によって採用され、又は維持される

暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

ものを、利害関係者が知ることのできる方法により、速やかに公表し、又は入手可能なものとする
ことを確保する。

7 各締約国は、この章の規定の対象となる一般に適用される措置について、利害関係者からの照会に回答するための適当な仕組みを維持し、又は設置する。

8 各締約国の規制当局は、金融サービスの提供に関連する申請を不備なく行うための要件（必要とされる書類を含む。）を公に入手可能なものとする。

9 締約国の規制当局は、申請者の要請に応じ、その申請の処理状況を当該申請者に通知する。当該規制当局は、当該申請者から追加的な情報を得る必要がある場合には、不当に遅滞することなく当該申請者に通知する。

10 締約国の規制当局は、金融機関に投資する他の締約国の投資家、他の締約国の金融機関又は国境を越えて金融サービスを提供する他の締約国のサービス提供者による金融サービスの提供に関する不備のない申請については、百二十日以内に行政上の決定を行い、申請者に対し速やかに当該決定を通知する。当該申請は、全ての関連する聴聞が行われ、全ての必要な情報が受領されるまでは、不備のないものと認められ

暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

ない。当該規制当局は、当該決定を百二十日以内に行うことが実行可能でない場合には、不当に遅滞することなく当該申請者に通知するものとし、その後の合理的な期間内に当該決定を行うよう努める。

11 申請を拒否した規制当局は、申請が拒否された申請者の要請に応じ、実行可能な範囲内で、当該申請者に対しその拒否の理由を通知する。

第十一・十四条 自主規制団体

締約国は、他の締約国の金融機関又は国境を越えて金融サービスを提供する他の締約国のサービス提供者に対し、自国の領域において又は当該領域に金融サービスを提供するため自主規制団体の構成員となり、当該自主規制団体に参加し、又は当該自主規制団体を利用することを要求する場合には、当該自主規制団体が第十一・三条（内国民待遇）及び第十一・四条（最恵国待遇）に定める義務を遵守することを確保する。

第十一・十五条 支払及び清算の制度

各締約国は、内国民待遇を確保しつつ、自国の領域において設立された他の締約国の金融機関に対し、公的機関が運用する支払及び清算の制度並びに通常の業務において利用可能な公的な資金供与及びリファイナンスの制度の利用を認める。この条の規定は、当該各締約国の最終的な決済手段の貸手の利用を認めること

暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

を意図するものではない。

第十一・十六条 保険サービスの迅速な利用可能性

締約国は、免許を有するサービス提供者による保険サービスの提供を迅速化するため規制に関する手続を維持し、及び策定することの重要性を認める。当該手続には、次の事項を含めることができる。

商品が合理的な期間内に不承認とされない場合に当該商品の導入を承認すること。

個人向けの保険又は強制保険以外の保険の種類について、商品の承認又は許可を要求しないこと。

商品を導入する回数又は頻度に係る制限を課さないこと。

締約国は、商品の承認に係る規制に関する手続を維持する場合には、当該手続を維持し、又は改善するよう努める。

第十一・十七条 管理部門の機能の遂行

1 締約国は、自国の領域内の金融機関に係る管理部門の機能を当該金融機関の本社若しくは関連会社又は無関係なサービス提供者（自国の領域内又は領域外のいずれに所在するかを問わない。）が遂行することが当該金融機関の効果的な管理及び効率的な運営にとって重要であることを認める。締約国は、金融機関

暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

に対して当該機能に適用される国内的な要件の遵守を確保することができるとは、当該機能の遂行について恣意的な要件を課することを避けることの重要性を認める。

2 1のいかなる規定も、締約国が自国の領域内の金融機関に対して一定の機能を保持することを要求することを妨げるものではない。

第十一・十八条 特定の約束

附属書十一・B (特定の約束) には、各締約国による特定の約束を定める。

第十一・十九条 金融サービスに関する小委員会

1 締約国は、ここに金融サービスに関する小委員会（以下この章において「金融サービス小委員会」という。）を設置する。各締約国の主たる代表者は、金融サービスに責任を負う当該各締約国の当局であつて附属書十一・D (金融サービスに責任を負う当局) に記載するものの職員とする。

2 金融サービス小委員会は、次のことを行う。

- (a) この章の規定の実施及び改善について監視すること。
- (b) 締約国が付託する金融サービスに関する問題について検討すること。

暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

- (c) 第十一・二十二条（金融サービスにおける投資紛争）の規定に従って紛争解決手続に参加すること。
- 3 金融サービス小委員会は、金融サービスへの適用におけるこの協定の機能を評価するため、別段の決定をする場合を除くほか、毎年会合する。金融サービス小委員会は、委員会に対し会合の結果を報告する。
第十一・二十条 協議
- 1 締約国は、この協定の下で生ずる事項であつて金融サービスに影響を及ぼすものについて、他の締約国に対して書面により協議を要請することができる。当該他の締約国は、その協議を行うことの要請に対し好意的な考慮を払う。協議を行う締約国は、当該協議の結果を金融サービス小委員会に報告する。
- 2 第十一・十条（適合しない措置） 1 (a) (ii)に規定する締約国の地域政府により維持される適合しない現行の措置に関する事項については、次のとおりとする。
 - (a) 締約国は、他の締約国の地域政府におけるいかなる適合しない措置に関する情報も要請することができる。各締約国は、その要請に回答し、及び当該要請の対象となる措置の運用に関する情報の交換を促進するための連絡部局を設置する。
- (b) 締約国は、他の締約国の地域政府が適用する適合しない措置が金融機関、投資家、金融機関について

暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

有する投資財産又は国境を越えて金融サービスを提供するサービス提供者による貿易又は投資に対する重大な障害を生み出していると考えられる場合には、当該措置に関する協議を要請することができる。これらの締約国は、当該措置の運用に関する情報を交換し、及び更なる対応が必要であり、かつ、適当であるかどうかを検討するため、協議する。

3 この条に規定する協議には、附属書十一―D（金融サービスに責任を負う当局）に記載する当局の職員が参加する。

4 この条のいかなる規定も、締約国に対して金融規制当局の間における情報の共有に関する当該締約国の法令若しくは締約国の金融当局の間における合意若しくは取決めの要件から逸脱することを要求し、又は規制当局に対して特定の規制、監督、管理若しくは執行に関する問題につき妨げる行動をとることを要求するものと解してはならない。

第十一・二十一条 紛争解決

1 第二十八章（紛争解決）の規定は、この条の規定により修正された上で、この章の規定の下で生ずる紛争の解決について適用する。

暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

- 2 第二十八・九条（パネルの構成）の規定は、締約国がこの章の規定の下で紛争が生ずると主張する場合について適用する。ただし、次のことを要件とする。
 - (a) 紛争当事者が合意する場合には、パネルの各構成員が、3に定める要件を満たすこと。
 - (b) その他の場合には、次のとおりとすること。
 - (i) 各紛争当事国は、3に定める要件又は第二十八・十条（パネルの構成員の資格）に定める要件を満たす。パネルの構成員を選定する。
 - (ii) 被申立国が第十一・十一条（例外）の規定を援用する場合には、パネルの議長は、紛争当事国が別段の合意をする場合を除くほか、3に定める要件を満たすものとする。
- 3 この章の規定の下で生ずる紛争に関するパネルの構成員は、第二十八・十条（パネルの構成員の資格）1(b)から(d)までに定める要件に加え、金融サービスに関する法令又は実務（金融機関に関する規制を含む。）についての専門知識又は経験を有するものとする。
- 4 締約国は、第十一・十一条（例外）の規定が請求に対する抗弁として妥当であるかどうか及びどの程度妥当であるかについて検討するため、第二十八・五条（協議）の規定に基づく協議を要請することなく、

暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

次条（金融サービスにおける投資紛争）2(c)の規定に基づくパネルの設置を要請することができる。当該パネルは、最後のパネルの構成員が任命された後百五十日以内に、第二十八・十七条（最初の報告書）の規定による最初の報告書を提示するよう努める。

5 締約国が金融サービス分野における利益を停止しようとする場合には、第二十八・二十条（未実施（代償及び利益の停止））5の規定に基づく利益の停止の提案に係る決定を行うために再招集されたパネルは、必要に応じて金融サービスに係る専門家の意見を求める。

第十一・二十二条 金融サービスにおける投資紛争

1 締約国の投資家が、金融機関、金融市場又は金融商品の規制又は監督に関する措置に不服を申し立てるため第九章（投資）第B節の規定に基づき仲裁に請求を付託する場合には、仲裁廷の仲裁人の任命に当たっては、金融サービスに関する法令又は実務についての特定の候補者の専門知識又は経験を考慮に入れるものとする。

2 締約国の投資家が、第九章（投資）第B節の規定に基づき仲裁に請求を付託し、被申立人が第十一・十一条（例外）の規定を抗弁として援用する場合には、次の規定を適用する。

暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

(a) 被申立人は、仲裁廷が当該被申立人による答弁書の提出の期限として定める日以前に、又は仲裁の通知の修正が行われる場合には仲裁廷が当該修正に対する当該被申立人による回答の提出の期限として定める日以前に、申立人の締約国の金融サービスに責任を負う当局（附属書十一-D（金融サービスに責任を負う当局）に記載するもの）に対し、第十一・十一条（例外）の規定が当該請求に対する抗弁として妥当であるかどうか及びどの程度妥当であるかについての被申立人の当局及び申立人の締約国の当局による共同での決定の要請を書面により提出する。被申立人は、仲裁廷が設置される場合には当該仲裁廷及び非紛争締約国に対し、当該要請の写しを速やかに提供する。仲裁は、4に規定するところによつてのみ、当該請求について手続を進めることができる（注）。

注 この条の規定の適用上、「共同での決定」とは、附属書十一-D（金融サービスに責任を負う当局）に記載する被申立人の金融サービスに責任を負う当局及び申立人の締約国の金融サービスに責任を負う当局による決定をいう。共同での決定の要請を受領した日から十四日以内に、他の締約国が、当該要請の対象となっている事項に実質的な利害関係を有することを示す書面による通報を被申立人及び申立人の締約国に行う場合には、当該他の締約国の金融サービスに責任を負う当局は、当該事項に関する討議に参加することができる。共同での決定は、被申立人の金融サービスに責任を負う当局及び申立人の

暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

締約国の金融サービスに責任を負う当局が行う。

(b) (a)に規定する被申立人の当局及び申立人の締約国の当局は、(a)に規定する共同での決定を行うよう誠実に努める。当該共同での決定は、紛争当事者、金融サービス小委員会及び仲裁廷が設置される場合には当該仲裁廷に対し、速やかに伝達される。当該共同での決定は、仲裁廷を拘束するものとし、仲裁廷が下すいかなる決定又は裁定も、当該共同での決定に適合するものでなければならない。

(c) (a)及び(b)に規定する被申立人の当局及び申立人の締約国の当局が、被申立人から(a)の規定に基づく共同での決定の書面による要請を受領した日から百二十日以内に共同での決定を行わない場合には、当該被申立人又は当該申立人の締約国は、第十一・十一条(例外)の規定が当該請求に対する抗弁として妥当であるかどうか及びどの程度妥当であるかについて検討するため、第二十八章(紛争解決)の規定に基づくパネルの設置を要請することができる。第二十八・七条(パネルの設置)の規定に従って設置されるパネルは、前条(紛争解決)の規定に従って構成される。第二十八・十八条(最終報告書)の規定を適用するほか、パネルは、その最終報告書を紛争当事国及び仲裁廷に伝達する。

3 2(c)に規定するパネルの最終報告書は、仲裁廷を拘束するものとし、仲裁廷が下すいかなる決定又は裁

暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

定も、当該最終報告書に適合するものでなければならぬ。

4 2(c)に規定する百二十日の期間の満了の時から十日以内に2(c)の規定に基づくパネルの設置の要請が行われない場合には、第九・十九条(請求の仲裁への付託)の規定に基づいて設置された仲裁廷は、請求について手続を進めることができる。

(a) 仲裁廷は、被申立人の当局及び申立人の締約国の当局が2(a)から(c)までに規定する共同での決定を行わなかったという事実から、第十一・十一条(例外)の規定の適用について推定を行ってはならない。

(b) 申立人の締約国は、第十一・十一条(例外)の規定が当該請求に対する抗弁として妥当であるかどうか及びどの程度妥当であるかについて仲裁廷に対して口頭で又は書面により意見を述べることができる。当該申立人の締約国は、当該意見を陳述しない場合には、当該仲裁において同条の規定に関する被申立人の立場に反しない立場をとるものと推定される。

5 この条の規定の適用上、第九・一条(定義)に規定する「申立人」、「紛争当事者」、「一方の紛争当事者」、「非紛争締約国」及び「被申立人」の用語の定義は、必要な変更を加えた上で組み込まれる。